

大津市公報

大

平 成 30 年 9 月 28 日 号 外 (第 56 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

巾早

人

則

- 69 大津市市民プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則......1

規則

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。 平成30年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市市民プール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 大津市市民プール条例の一部を改正する条例(平成29年条例第39号)の施行期日は、平成30年10月1日とする。

大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

大津市長 越 直 美

大津市規則第70号

大津市市民プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市市民プールの管理運営に関する規則(平成26年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第12条」に改める。

第2条を次のように改める。

(開場日)

- 第2条 プール(大津市富士見市民温水プールを除く。次条第1項において同じ。)の開場日は、7月20日から 8月31日までとする。
- 2 大津市富士見市民温水プールは、次に掲げる日を除き、毎日開場する。

月曜日

8月12日から同月16日まで

12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長及び条例第8条の規定に基づきプールの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場日に休場し、又は開場日以外の日に開場することができる。

第2条の次に次の1条を加える。

(開場時間)

- 第3条 プールの開場時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- 2 大津市富士見市民温水プールの開場時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。